

令和6年度 重度訪問介護 指摘事項一覧

9事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘 事業所数
1	人員に関する基準	専ら当該指定重度訪問介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置かなければなりません。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができます。 しかしながら、常勤の管理者が配置されていない事例がありました。 常勤の管理者を配置してください。	都条例第155号第7条で準用する第6条第2項、 障発第1206001号第二の2及び第三の1(4)で準用する第三の1(3)	1
2	重度訪問介護計画の作成等	サービス提供責任者は、以下のとおり重度訪問介護計画の作成等を行わなければなりません。 ・利用者又は当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した重度訪問介護計画を作成すること。(変更時について準用) ・重度訪問介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族に、当該重度訪問介護計画の内容を説明するとともに、当該重度訪問介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者(指定特定相談支援事業者等)に交付すること。(変更時について準用) ・重度訪問介護計画の作成後においても、当該重度訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ変更を行うこと。 しかしながら、上記の業務の全て又は一部が適切に行われていない事例がありました。 一連の業務を適切に行ってください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第10条第2項から第4項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(16)	3
3	業務継続計画の策定	非常災害発生時の業務継続計画が策定されていない事例がありました。 非常災害発生時の業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じてください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第12条の2、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(23)①及び②	1
4	勤務体制の確保等	ハラスメントに関する必要な措置が講じられていませんでした。 ハラスメントに関する指針の整備や相談窓口の設置等必要な措置を講じてください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第12条第4項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(22)④	2
5	サービス提供の記録	指定重度訪問介護を提供した際は、当該指定重度訪問介護の提供日、内容その他必要な事項を、その都度記録しなければなりません。 また、その記録に際し、支給決定障害者等から指定重度訪問介護等の提供を受けたことについて確認を受けなければなりません。 しかしながら指定重度訪問介護を提供した際の記録が確認できない事例や記録について支給決定障害者等から確認を受けていない事例がありました。 指定重度訪問介護を提供した際は、当該指定重度訪問介護の提供日、内容その他必要な事項をその都度記録し、支給決定障害者等から指定重度訪問介護の提供を受けたことについて確認を得てください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第23条第1項及び第2項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(9)①及び②	2
6	利用者負担額	利用者負担額の算定において、利用者に対して領収証を交付していない事例がありました。 利用者負担額の支払を受けた場合には、当該利用者に対して領収証を交付してください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第25条第4項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(11)④	1
7	法定代理受領の通知	法定代理受領した介護給付金の額を、支給決定障害者等に対し通知されていませんでした。 介護給付費を法定代理受領した場合には、当該支給決定障害者等に対して介護給付費の額の通知をしてください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第27条第1項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(13)①	1
8	感染症の予防及びまん延防止	感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければなりません。 (1)感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2)感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3)従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 しかしながら、上記必要措置の一部が適切に講じられていない事例がありました。 感染症の予防及びまん延の防止のため、必要な措置を適切に講じてください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第34条第3項、 都条例施行規則第175号第4条の2、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(24)②	3
9	身体拘束等の禁止	身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければなりません。 (1)身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 (2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3)従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 しかしながら、上記必要措置が適切に講じられていない事例がありました。 身体的拘束等の適正化を図るため、適切に必要な措置を講じてください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第35条の2第3項、 都条例規則第175号第4条の3、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(26)②、③及び④	1

10	虐待の防止	虐待の発生及び再発を防止するため、以下の措置を講じなければなりません。 (1)虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 (2)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 (3)(1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 しかしながら、上記必要措置が適切に講じられていない事例がありました。 虐待の発生及び再発を防止するため、適切に必要な措置を講じてください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第40条の2、 都条例規則第175号第4条の4、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する第三の3(31)①、③及び④	1
11	秘密保持等	一部従業者について、秘密保持等に係る必要な措置が講じられていませんでした。在職中及び退職後も利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、誓約書等を交わすなどの措置を講じてください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第36条第1項及び第2項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する(27)①及び②	3
		利用者又はその家族の個人情報について、他の指定居宅介護事業者等に対し情報を提供しているにもかかわらず、利用者又はその家族から同意を得られていない事例がありました。 利用者又はその家族に関する情報を使用する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得るようにしてください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第36条第3項、 障発第1206001号第三の3(34)で準用する(27)③	2
12	喀痰吸引等支援体制加算	喀痰吸引等支援体制加算の算定に当たり、登録特定行為事業者の登録を行っていない事例がありました。 適切な算定となるよう、速やかに登録特定行為事業者の登録を行ってください。	厚労告第523号別表第2の5注	1
13	特定事業所加算(Ⅱ)	特定事業所加算(Ⅱ)の算定に当たり、厚生労働大臣が定める基準として、事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施しなければなりません。 しかしながら、一部の従業者に対して、健康診断等を定期的に実施していない事例がありました。 適切な算定となるよう、非常勤の従業者を含む全ての従業者に対して健康診断等を定期的に実施してください。	厚労告第523号別表第2注9、 障発第1031001号第二の2(2)⑧	1
14	身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じられていない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について、100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しなければなりません。 適切な算定となるよう、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで、介護給付費の減算を行ってください。	厚労告第523号別表第2注15、 障発第1031001号第二の1(14)	1
15	虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じられていない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について、100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しなければなりません。 適切な算定となるよう、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで、介護給付費の減算を行ってください。	厚労告第523号別表第2注16、 障発第1031001号第二の1(15)	1
16	給付費の算定	重度訪問介護サービス費の算定に当たり、算定時間を誤って請求している事例がありました。 適正な算定となるよう、介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚労告第523号別表第2の1イ、 障発第1031001号第二の2(2)②	1
17	移動介護加算	移動介護加算の算定に当たり、重度訪問介護計画に明確に位置付けられておらず、外出時における移動中の介護を行ったことの記録が確認できない事例がありました。 適切な算定となるよう、要件を確認してください。	厚労告第523号別表第2の2注1、 障発第1031001号第二の2(2)⑪	1
18	変更届(運営規程)	内容が統一していない運営規程を利用者に渡している事例がありました。 省令で定める事項に変更が生じた場合は、都知事に適切に届け出を行い、変更後の運営規程の管理を徹底してください。	支援法第46条第1項、 支援法施行規則第34条の23第1項第1号	1
19	障害福祉サービス等情報公表制度	指定障害福祉サービス事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければなりません。 しかしながら、当該報告を行っていない事例がありました。 情報公表対象サービス等情報を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告してください。 (改善の確認ができない場合は、令和6年4月に遡って、報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しなければなりません。)	支援法第76条の3第1項、 厚労告第523号別表第2の1注13、 障発第1031001号第二の1(12)	1